

1-35-21

国王尚貞の、進貢のため在船都通事林茂豊等を遣わす執照

(二六九四、一〇、六)

琉球国中山王尚(貞)、進貢の事の為にす。

照得するに、本国は世々天朝の洪恩に沐し、貢典の二年一次に遵依す。茲に康熙三十三年(一六九四)の貢期に届遇するに当り、特に耳目官翁敬徳・正議大夫蔡応瑞・都通事梁成楫等を遣わし、表・咨を齎捧して海船二隻に坐駕し、官伴・水梢を率領せしむ。毎船に均幫する上下の員役は共に二百員名を過ぎず。常貢の煎熟硫黄一万二千六百斤・紅銅三千斤・煉熟白剛錫一千斤等の方物を装運し、両船に分載す。一船義字第五十七号は煎熟硫黄六千三百斤・紅銅一千五百斤・煉熟白剛錫五百斤を装載し、一船義字第五十八号は煎熟硫黄六千三百斤・紅銅一千五百斤・煉熟白剛錫五百斤を装載す。福建等処承宣布政使司に前至して投納し、起送して京に赴き聖禧を叩祝す。

所規りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此の為に王府、今、義字第五十八号半印勘合執照を給して在船通事阮璋等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗美に遇わば、即便に放行し、留難し遅候するを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

在船都通事一員 林茂豊 人伴四名

在船使者二員 翁自道 東国作 人伴八名

在船通事一員 阮璋 人伴四名

管船火長・直庫二名 楊宗時 松永茂

水梢五十八名

右の執照は在船通事阮璋等に付し、此れに准ぜしむ

康熙三十三年(一六九四)十月初六日給す

1-35-22

国王尚貞の、赴京の官員を接回するため都通事蔡灼等を遣わす執照(二六九五、一〇、八)

す執照(二六九五、一〇、八)

琉球国中山王尚(貞)、進貢の官員を接回する事の為にす。

照得するに、康熙三十三年(一六九四)冬、特に耳目官翁敬徳・正議大夫蔡応瑞等を遣わし、水梢を率領して船二隻を駕し表章・方物を齎捧せしむ。已經に貴司に移咨し、起送して進京し聖禧を叩祝す。進京の官伴及び存留の官伴を除き、其の余の員役は仍お原船に坐して本年六月の間に方に見に回国す。旧例に遵依して、入観の官伴及び存留の官伴は、該敵国、船を撥して接回し、久しく閩の地に淹りて以て天朝の糜餼を糜すに至らず。此の為に特に

都通事・使者の蔡灼・温允俊等を遣わし、水梢共に八十一員名を率領して海船一隻に坐駕し、前来して皇上の勅書併びに欽賞の物件を迎接し、貢使翁敬徳等と共に一斉に回国せしむ。

茲に所^よ抛りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此の為に理として合に執照を給発して以て通行に便ならしむべし。今、王府の義字第五十九号半印勘合執照を給して存留通事梁鏞等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

都通事一員 蔡灼 人伴五名

使者二員 温允俊 曹憲 人伴八名

存留通事一員 梁鏞 人伴四名

管船火長・直庫二名 陳承寔 松永茂

水梢共に五十八名

右の執照は存留通事梁鏞等に付し、此れに准ぜしむ

康熙三十四年（一六九五）十月初八日給す

1-35-23

国王尚貞の、進貢のため耳目官毛天相等を遣わす執照

（一六九六、一〇、二〇）

琉球国中山王尚（貞）、進貢の事の為にす。

照得するに、本国は世々天朝の洪恩に沐し、貢典の二年一次に遵依す。茲に康熙三十五年（一六九六）の貢期に届遇するに当り、特に耳目官毛天相・正義大夫鄭弘良・都通事程順則等を遣わし、表・咨を齎捧して海船二隻に坐駕し、官伴・水梢を率領せしむ。毎船に均幫する上下の員役は共に二百員名を過ぎず。常貢の煎熟硫黄一万二千六百斤・紅銅三千斤・煉熟白剛錫一千斤等の方物を装運し、両船に分載す。一船義字第六十一号は煎熟硫黄六千三百斤・紅銅一千五百斤・煉熟白剛錫五百斤を装載し、一船義字第六十二号は煎熟硫黄六千三百斤・紅銅一千五百斤・煉熟白剛錫五百斤を装載す。福建等処承宣布政使司に前至して投納し、起送して京に赴き聖禮を叩祝す。

所^よ抛りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此の為に王府、今、義字第六十一号半印勘合執照を給して存留通事楊聯桂等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞するを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開